



子ども1人当たり最大100万円へ！

UIJターン就業・創業移住支援事業 子育て世帯加算を増額します

長野県と県内市町村では担い手不足の解消、県内への移住促進等のため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県、大阪府から長野県へ移住し、一定の就業又は一定の条件で創業した方に、移住支援金を支給しています。令和5年4月1日以降に移住した世帯について、**18歳未満の子どもを帯同する場合の子ども1人当たり加算額を、従来の最大30万円から最大100万円に増額**します。

○ 支給対象者

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県、大阪府からの移住者で、長野県及び移住先市町村が定める一定の要件を満たす者

○ 支給金額（支給額は市町村によって異なります）

単身世帯の場合：最大60万円

2人以上世帯の場合：最大100万円

🚩 NEW！ 子育て世帯加算を増額します！※1

2人以上世帯で18歳未満※2の子どもを帯同する場合：

**子ども1人当たり最大100万円を2人以上世帯の金額に加算して支給します
(従来最大30万円)**

※1 令和5年4月1日以降に長野県内に移住した（住民票を移した）方が対象です。

※2 18歳未満であるかは申請日の属する年度の4月1日時点で判断します。

○ 移住支援金の申請方法

本事業を実施している移住先市町村の窓口にて、申請に必要な書類を提出します。
(移住後3か月以上1年以内に申請する必要があります。)

○ 留意事項

- ・支給対象者の要件、支給金額及び子育て世帯加算実施の有無等は、移住先の市町村によって異なります。
- ・申請をご検討の方は、移住前・申請前に、移住先市町村の窓口にて一度ご相談ください。
- ・予算の上限に達した場合、年度途中でも事業を終了する場合があります。

○ その他詳しくは、以下の長野県のホームページ等をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/koyo/kyufukin/20190401.html>



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

産業労働部労働雇用課雇用対策係
(課長)木下 育夫 (担当)清水 彩人
電話：026-235-7201 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2477
FAX：026-235-7327
E-mail rodokoyo@pref.nagano.lg.jp